

議案第 6 号

令和 7 年度休業日期日変更について

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 10 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則第 6 条第 2 項の規定により、休業日の期日を変更する場合は、教育委員会の承認を受ける必要がある。

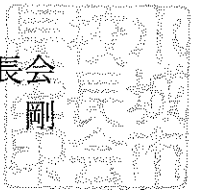
これが、本議案を提出する理由である。

承 認 願

令和6年9月19日

小城市教育委員会 様

小城市立小中学校校長会
会 長 陣内 剛



令和7年度の小城市立小・中学校の休業日の期日下記のとおり変更したいので、小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則第6条第2項の規定に基づき、承認を願います。

記

1. 休業日

	変更前	変更後
春季休業日	4月1日から4月5日まで	4月1日から4月6日まで
夏季休業日	7月21日から8月31日まで	7月21日から8月31日まで
冬季休業日	12月25日から翌年1月7日まで	12月25日から翌年1月7日まで
学年末休業日	3月25日から3月31日	3月25日から3月31日

2. 変更等の理由

現在、児童生徒の配慮事項（食物アレルギー等身体状況、学習に対する配慮事項等）が多く、児童生徒が安全・安心な環境を確実に確保するためにも、年度当初に全職員で丁寧な共通理解を図ることが重要であり、時間が必要になっているため。

また、特に、昨今多く配置されている新規採用教職員や若手の教職員、人事異動により新しく転入した職員にとっては、年度当初に担当する校務分掌や学級開き等のための時間を十分に確保することが、自信をもって校務推進や学級経営を行うことにつながると考えるため。

夏季休業の期間については、令和6年度と同様、「小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則」第6条のとおり、7月21日～8月31日までとしていただきたい。理由は、以下のとおりである。

- ・ 夏季休業中は、研究と修養に努めるのに適した期間である。必要な校内研修を集中して行うことにより、共通の見識を形成することができる。職員が自主的に研修に参加することもできる。さらに、県教育委員会からも研修会依頼が多数なされる状況がある。
- ・ 夏季休暇、年休の取得推進により、教職員の心身のリフレッシュを図ることができ、健康の保持に有効である。
- ・ 各学校とも特色ある教育課程が編成できており、授業時数は十分に確保できている。
- ・ 昨今の気象状況から、登下校を含め、夏季は熱中症の懸念が大きい。
- ・ 成績2期制の実施校においては、成績関係の整理、通信文の作成準備の期間にあてることができ、学期中の業務負担を軽減することができる。
- ・ 給食日数は、年間185日と決まっており、夏季休業短縮の場合でも、給食の実施は難しく、授業時数確保への効果的な手段とはならない。

※ 令和7年度については、状況を検証するため試行という形で実施する。